

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則

平成19年10月15日

規則第2号

最終改正 平成28年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）における機構職員の研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「研究者等」とは機構職員（非常勤を含む。）のうち、機構の施設・設備を利用して研究活動を行う者並びに競争的資金を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）が配分する研究費及び機構の研究費（以下「研究費」という。）の運営及び管理に関わる者をいう。

2 この規則において、「不正行為」とは研究者等が研究活動上、故意に又は基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行った以下に定める行為をいう。

一 ねつ造 研究者等が行う研究活動（研究成果の発表の過程を含む。以下同じ。）において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究者等が行う研究活動において、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 研究者等が行う研究活動において、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

四 その他 研究者等が行う研究活動における虚偽の記述等又は前号までに規定する行為に準ずる行為。

五 研究費の不正使用 研究者等が行う研究費の使用又はその運営及び管理において、法令及び機構が定める規則等又は競争的資金の交付の決定内容やこれに付した条件等に違反し、研究費を使用目的以外のものに支出し、又は取引等の実態がないにもかかわらず不正に支出等すること。

(最高責任者)

第3条 機構長は機構における研究活動及び研究費の管理・運営に関する最高責任者として、研究活動に関する行動規範を定めるとともに、リーダーシップを発揮して不正行為

の防止等に努めなければならない。

(統括研究責任者等)

第4条 機構に、最高責任者を補佐し、研究活動及び研究費の管理・運営に関する実質的な責任者として、統括研究責任者及び統括管理責任者を置く。

2 統括研究責任者は研究活動に関する責任者として、第2条第2項第1号から第4号に定める不正行為に対応するものとする。

3 統括管理責任者は研究費の管理・運営に関する責任者として、第2条第2項第5号に定める不正行為に対応するものとする。

4 統括研究責任者及び統括管理責任者は、機構長が指名する理事をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者)

第5条 機構に、研究開発部（大学ポर्टレートセンターを含む。以下同じ。）における研究費の使用又はその管理・運営に関する実質的な責任者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 機構に、研究倫理教育の実施に関する責任者として、研究倫理教育責任者を置く。

3 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、研究開発部長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 研究開発部内における不正行為の防止に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

二 不正防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三 研究者等が適切に研究費の管理、執行等を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

6 研究倫理教育責任者は、統括研究責任者の指示の下、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、研究倫理教育に関するプログラムの履修者に履修証明を交付する。

(職名の公開)

第6条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(不正行為防止委員会)

第7条 機構長は、不正行為の防止に関する方策を策定・実施させるため、以下に定める委員で組織する不正行為防止委員会を設置する。

- 一 理事
- 二 審議役
- 三 研究開発部長
- 四 主幹
- 五 管理部長
- 六 総務企画課長
- 七 会計課長
- 八 監査室長

- 2 不正行為防止委員会に委員長を置き、第1項第1号に定める委員のうちから機構長が指名する者をもって充てる。
- 3 不正行為防止委員会は、不正防止計画を策定するとともに、その計画に基づいたモニタリングを実施し、実施状況について年度ごとに機構長に報告を行うものとする。

(通報等窓口)

第8条 機構における不正行為についての通報又は相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報等窓口」という。）を管理部総務企画課に設置する。この場合において、通報等の受付や調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。

- 2 通報等は、機構に所属する職員であるか否かによらず全ての者が行うことができる。
- 3 通報等窓口は、通報者に対し悪意（被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報の防止のため、悪意に基づくことが判明した場合には、氏名の公表や刑事告発等があり得る旨を周知する。

(通報等の方法)

第9条 通報等は、原則顕名で行うものとし、不正行為をしたとする研究者等の氏名、不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由（第2条第2項第1号から第4号に定める不正行為に係る通報等の場合は、不正であるとする科学的な合理性のある理由を含む。）等を書面（別紙様式1）、電話、FAX、電子メール又は面談等により明示して行わなければならない。

- 2 匿名の通報等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報等の内容に応じ、顕名の場合に準じて取り扱うことができるものとする。

- 3 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合又は不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを機構が把握した場合は、前項の場合に準じて取り扱うことができるものとする。
- 4 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由がある場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。ただし、通報の意思が表示されない場合にも、最高責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。

(通報等の取扱い)

- 第10条 通報等窓口は、通報等を受けたときは、速やかに最高責任者及び統括研究責任者又は統括管理責任者に報告するものとする。この場合において、以下の各号に掲げる場合には当該機関の長に通報等を回付するものとする。
- 一 被通報者に機構以外の機関に所属する者が含まれる場合
 - 二 被通報者が機構を含む複数の研究機関に所属する場合
 - 三 機構に所属する被通報者が他の研究機関で行った研究活動に係る通報があった場合
 - 四 被通報者が機構に採用される以前に所属していた研究機関で過去に行った研究活動に係る通報があった場合
 - 五 機構が調査を実施すべき機関に該当しない場合
- 2 書面による通報等、通報等窓口が受け付けたか否かを通報者（匿名の通報者を除く。）が知りえない方法による通報等がなされた場合は、最高責任者は通報者に通報等を受け付けたことを通知するものとする。匿名による通報等がなされた場合においては、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は顕名による通報者として取り扱うものとする。
 - 3 最高責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合には、被通報者に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
 - 4 最高責任者は、機構以外の機関に所属する被通報者に対し警告を行った場合は、被通報者の所属する機関に警告の内容等について通知する。
 - 5 最高責任者は、通報等に係る不正行為が既に行われたと見なされる場合には、統括研究責任者又は統括管理責任者に命じ、次条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者に対しその旨を連絡するものとする。
 - 6 前項の場合において、最高責任者は調査結果の公表まで、通報者、被通報者、通報内容等について調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底するものとする。
 - 7 最高責任者は、調査に支障があるなど、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関から求めがあった場合には、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(予備調査)

- 第11条 最高責任者は、通報等の内容に応じ、第4条に定める統括研究責任者又は統括管理責任者に命じ、通報等の内容の合理性等について調査（以下「予備調査」という。）を行わせ、調査結果を報告させるとともに、通報等を受けた日の翌日から30日以内に、本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するかを決定する。
- 2 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る予備調査を実施する場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを判断し、本調査の実施を決定するものとする。
- 3 予備調査において、前条第1項第1号から第4号に掲げる場合には、当該機関の長に対し合同調査を申し入れる場合がある。
- 4 統括研究責任者及び統括管理責任者は、予備調査及び本調査に際し、被通報者に対して証拠保全等を命じるほか、必要な措置を講じることができる。
- 5 最高責任者は、予備調査の結果、通報内容に合理性がないと判断した場合は、理由を付して本調査を実施しない旨を通報者に通知するものとする。この場合において、予備調査に係る資料を保存し、最高責任者は、当該事案に係る資金配分機関等及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

- 第12条 最高責任者は、予備調査の結果、通報内容に合理性があると判断した場合は、真相究明のため、調査委員会を設置し本調査を行わせるものとする。この場合において、本調査の実施の決定後30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 2 本調査の実施に当たっては、通報者、被通報者、資金配分機関及び文部科学省に対し、その旨を通知するものとし、調査方針、調査対象及び方法等については、資金配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 第10条第1項第1号から第4号に掲げる場合には、当該機関と協議の上、被通報者が通報された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、合同で本調査を実施するものとする。
- 4 本調査は次に掲げる事項により行うものとする。
- 一 通報内容が第2条第2項第1号から第4号に定めるもの
- 論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング等並びに調査委員会が再現性を示すことを被通報者に求める場合又は被通報者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内の期間及び機会（機器、経費等を含む。）を設けて実施される被通報者による再実験。
- 二 通報内容が第2条第2項第5号に定めるもの

研究費の使用に係る証拠書類の精査や使用実態の調査、関係者のヒアリング等。

三 その他調査委員会が必要と認めた事項

- 5 本調査の実施にあたっては、調査委員会は、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 6 前項の弁明において、被通報者が通報内容を否認する場合には、自らの責任において科学的根拠や合理的根拠等を示し不正行為の疑惑を晴らさねばならない。
- 7 第4項及び前項において、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されない場合又は被通報者が実験・観察ノート、生データ等の不在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、証拠等を示すことができない場合は、不正行為があったと見なされる。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等の本人の責によらない理由により、上記の基本的要素を十分に示すことができない場合については、この限りではない。
- 8 前項において、実験・観察ノート、生データ等の不在等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- 9 調査委員会は、第4項各号に掲げる事項に関して、調査権限を定め、関係者に周知するものとする。
- 10 調査委員会の判断により、調査の対象には、通報された事案に係る研究活動のほか、調査に関連した被通報者の他の研究活動も含めることができる。
- 11 調査委員会は、調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 12 調査委員会は、本調査の過程であっても、資金配分機関からの求めがある場合は、最高責任者の了解を得て、調査の進捗状況及び調査の中間報告を提出しなければならない。

(調査委員会)

第13条 調査委員会は、以下に定める委員で組織する。

- 一 最高責任者が指名する理事
 - 二 最高責任者が指名する機構内教員 若干名
 - 三 管理部長
 - 四 最高責任者が指名する機構外の有識者 若干名
 - 五 その他最高責任者が必要と認める者
- 2 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号に定める委員をもって充てる。
 - 3 第1項第4号の委員の数は、調査委員会の委員の半数以上とする。
 - 4 調査委員会の委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - 5 最高責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を通報者及び被通報

者に通知するものとする。

6 通報者及び被通報者は、調査委員会の委員構成について異議がある場合には、前項の規定による通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

7 最高責任者は、前項の異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときには、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査中の一時的措置)

第14条 最高責任者は、調査期間中、不正行為に係る研究費の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

(認定)

第15条 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度に加え、第2条第2項第1号から第4号に定める不正行為の場合には、通報された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について、第2条第2項第5号に定める不正行為の場合には、不正使用の相当額について認定するものとする。

2 前項で不正行為がなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、調査の過程であっても、第2条第2項第4号に規定する研究費の不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定しなければならない。

5 調査委員会は、第1項、第2項及び第4項の内容を認定した場合は、速やかに最高責任者に報告するものとする。

6 最高責任者は、調査委員会による本調査の過程であっても、第4項に基づく認定が行われたときは、速やかに資金配分機関へ報告しなければならない。

(調査結果の通知)

第16条 最高責任者は、前条の認定に基づく調査結果を通報者及び被通報者に通知する。

2 最高責任者は、前条第2項の認定があった場合で通報者が機構に所属していない者である場合には、通報者の所属長にも通知する。

(不服申立て)

第17条 調査結果の通知を受けた通報者及び被通報者はその内容について不服がある場合には、通知を受けた日から14日以内に、理由及び根拠を添えて不服申立てを行うこ

とができる。

- 2 不服申立ては、同一の理由で二度申し出ることはできない。
- 3 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者による不服申立て後の段階で悪意に基づく通報と認定されたものを含む。この場合の認定については、第15条第2項及び第3項を準用する。）は、その認定について、第1項の例により不服申立てをすることができる。
- 4 不服申立ての審査は、第13条に定める調査委員会が行うものとし、再調査開始又は不服申立ての却下の決定をする。この場合において、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代又は追加をすることができる。
- 5 調査委員会は、前項の審査において、不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断する場合は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 6 調査委員会は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合及び再調査開始の決定を行った場合は、最高責任者に速やかに報告を行うものとする。この場合において、最高責任者は、通報者に通知するとともに、資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 7 調査委員会は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者から不服申立てがあった場合は、最高責任者に速やかに報告を行うものとする。この場合において、最高責任者は、通報者が所属する機関及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

（再調査）

- 第18条 調査委員会は、前条に定める再調査開始の決定があった場合には、30日以内に再調査を実施しなければならない。
- 2 調査委員会は、再調査の実施に当たって、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めることができる。
 - 3 調査委員会は、前項の協力が被通報者から得られない場合、再調査を実施せず審査を打ち切ることができる。
 - 4 調査委員会は、第1項の再調査開始より50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定するものとする。

（調査結果の報告）

- 第19条 調査委員会は、次の各号に掲げるときは、最終報告書を作成し、速やかに最高責任者に提出しなければならない。
- 一 第16条による調査結果の通知後、通報者及び被通報者から不服申立てがなく、そ

の内容が確定したとき

二 第16条による調査結果の通知後、通報者、被通報者のいずれか又は両方から不服申立てがあったものの、全ての不服申立てに対して却下の決定を下したことにより、調査結果が確定したとき

三 第17条第1項又は第3項による不服申立てに対し、前条の再調査を実施し完了したとき

四 第17条第1項又は第3項による不服申立てに対し、再調査開始の決定を行ったものの、被通報者から再調査への協力が得られず、再調査を実施せず審査を打ち切ったとき

2 最高責任者は、前項による報告に基づき、その調査結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関及び文部科学省に対しては通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出しなければならない。

3 前項の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査委員会は最高責任者の了解を得て、資金配分機関に中間報告を提出しなければならない。

(調査結果の公表等)

第20条 最高責任者は、第12条から前条までの調査の結果、不正行為があったと認定された場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

一 不正行為をした研究者等の氏名

二 不正行為の内容

三 調査委員会委員の所属、氏名

四 調査委員会が行った調査方法、内容等

2 最高責任者は、不正行為があったと認定された場合には、被通報者に対し、論文の取下げを勧告、研究費の返還を命ずるなど、必要な措置を講ずる。

3 最高責任者は、通報等が悪意によるものであったと認定した場合には、通報者の所属、氏名を公表する。

4 最高責任者は、第12条から前条までの調査の結果、不正行為がなかったと認定した場合は、調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

(名誉回復等)

第21条 最高責任者は、本調査の結果により、不正行為がなかったと認定された場合には、第14条で実施した研究費の執行停止等の措置を解除するなど名誉回復に努めなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第22条 最高責任者は、第9条に規定する通報等を行ったことあるいは通報等をされたことのみを理由として、調査に関わる必要な事項を除き、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒処分等)

第23条 機構長は、不正行為に関与したと認定された研究者等、不正行為に関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された研究者等又は悪意の通報を行ったと認定された職員に対し、刑事告発、懲戒等の措置を講じるものとする。

2 機構長は、通報が悪意に基づくものであると認定された場合であって、通報者が機構に所属していない者である場合には、刑事告発等の措置を講じることができる。

3 第1項の懲戒等の措置については、大学改革支援・学位授与機構職員就業規則、大学改革支援・学位授与機構職員懲戒規則及び大学改革支援・学位授与機構教員の就業に関する規則によるものとする。

4 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、第1項に準じて取り扱うものとする。

(不正行為の事前防止)

第24条 研究者等は諸規則、規範等を遵守すること等を約するため、別紙様式2の誓約書を機構長に提出しなければならない。

(研究データの保存)

第25条 研究活動の遂行に係る研究者等は、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間内は研究データを保存するものとし、各責任者、調査委員会及び資金配分機関等から求めがある場合は開示に応じなければならない。

(庶務)

第26条 第7条に定める不正行為防止委員会、第13条に定める調査委員会及び第23条に定める懲戒処分の庶務は管理部総務企画課が処理する。

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、不正行為の防止及び対応等の必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月15日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月10日）

この規則は、平成27年2月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

独立行政法人・大学改革支援学位授与機構管理部総務企画課

所 属：

氏 名：

印

連絡先：

研究活動に係る不正行為について（通報）

貴機構所属の下記職員が、研究活動に係る不正行為をしていることを確認しましたので、
通報いたします。

記

1. 不正行為をしたとする研究者等

所 属：

職員（又はグループ）名：

2. 不正行為の内容（具体的に）

①捏 造：

②改ざん：

③盗 用：

④その他：

⑤研究費の不正使用：

※①～④において、既に論文として公表している場合には、論文名も記載すること。

3. 不正であるとする合理的理由（2において①～④を選択した場合は、不正であるとする科学的な合理性のある理由）

4. 不正行為が発生した時期・場所

5. 秘匿したい事項

別紙様式2

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

誓 約 書

私は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の職員として、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 機構の管理すべき研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究活動の遂行、並びに研究費の使用又はその運営及び管理において一切不正行為をしないこと。
2. 研究費の使用又はその運営及び管理に当たり、当該研究費の資金配分機関が定める各種要項及び機構が定める規則等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、これに違反して不正を行った場合は、機構や資金配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
3. 研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続の理解に努めること。
4. 職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究活動における不正行為及び研究費の不正使用防止に努めること。
5. 研究費の使用又はその運営及び管理に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう行動すること。

平成 年 月 日

氏 名 _____

(自 署)